

12

この点で参考になるのが、この四週間連続で本紙に掲載された資料だ。これは、国会図書館が、社会党国会議員の研究会の要請で作成した資料で、本岡昭治参議院議員の好意により入手できたものだ。国内法と日韓協定など多くの国際協定との関係を客観的に分析しているだけでなく、関係の資料も豊富に網羅されていることから資料の価値が極めて高い。この問題に関心を持つ読者にとって貴重なものだろう。国会議員と筆者など一部関係者の眼に触れるだけでは惜しいと思われるので、本紙編集部に依頼し、全文掲載に至った。無理を押ししても掲載の努力をされた本紙編集部および協力頂いた国会図書館関係者、本岡議員に感謝申し上

13

ける次第である。念のため付言すると、これは、政府・国会そのものの見解ではない。また、筆者がこの見解に賛成だからと掲載を依頼したのでない(筆者は、幾つかの点でこの資料の解説が検討していない重要事項について、国際人権法の立場から、何歩も進んでその先を検討する必要があると考えている)。この資料をどう読むかは、読者の自由である。ただ客観的な資料だけに、今後政府側にとつても無視しがたいものがあるであろう。この立場に立つにせよ、この資料の示す方向から太幅に逸脱した主張をするとは困難であろう。今後議論を進めるに当たって一度は経過しなければならぬ前提となる資料である。

一郎平岡家やマスコミ

補償回避への思惑

しかし、弁護士も、国際法の専門家のみを頼りきりにしないで、法律実務家として自ら独自の立場で研究を進める覚悟が必要であらう。

が、実は「外交保護權放棄説」であることだ。これに對して、多くの裁判例は、「個人請求權放棄説」を取ってきたかに見える。資料解説が言うところでは、「外

に立つと、被害者個人を保護すべき政府（この場合は、韓国政府）が外交保護権を放棄したことになるから、現実の国際法上の権利実現の過程で、強力かつ実際の

因として、時効（援養）
害者を知つて三年で、相手
方の援用を要する（中除庫
機関（二十年）の問題を持
ち出されることなどが頭に
浮かぶ。それは、資料の言

その意味で、国会図書館が、立法府の活動のために客観的立場で作成したこれらの資料は、法律実務家の研究の出発点として有用であらう。これだけの資料を集めるには、筆者ら実務家にとつても相当の時間・労力を要する。その手間を大幅に省いてくれる便利なものと言えないであらうか。このぐらひは先刻承知である——と言つ頼もしい。

方法がほとんどなくなる。あえて個人が行便できる国際法上の手続きを考へてみると、筆者が行つてゐるような国連などを舞台にした国際人権法上の権利実現のための手続きしか残らないだらう。日本政府は「被害者個人が、日本の国内裁判所に救済を求めても、これらまで裁判所は、多くの場合、個人請求権放棄説」を取つてゐるので、被害者側の

う通りである。日本政府は、「これらの問題点を持ち出せば、日本の国内裁判所で勝訴する可能性が高い」と強く考えているのに、なぜか、第二東京弁護士会会員＝国際人権法連攻（在ロンドン）が、「訂正」1066号の「第三、国際人権法連攻」中、第20頁「戦時」とあるのを削除します。言